

平成25年度 第1回南砺市指定管理者評価委員会 会議録

1. 日時

平成25年10月21日(月) 午前10時～午後0時00分

2. 場所

南砺市福野庁舎 3階 301会議室

3. 出席者

委員(7名):

- 委員長 工藤 義明(南砺市副市長)
- 委員 新町 栄一(財団法人北陸経済研究所 地域開発調査部長)
- 委員 高山 博文(南砺市総務部長)
- 委員 竹田 達矢(高岡法科大学 准教授)
- 委員 武田 和一(南砺市社会教育委員会 委員長)
- 委員 長澤 孝司(南砺市市長政策室長)
- 委員 南 成子(南砺市女性団体連絡協議会推薦)

事務局(3名):

- 総務部参事(行革・施設再編課長) 竹谷 弘之
- 行革・施設再編課主幹 西井 隆生
- 行革・施設再編課主査 長岡 芳典

所管課

- 交流観光まちづくり課長 米田 聡
- 商工課長 盛田 幸男
- 生涯学習スポーツ課長 田原 清則
- 福祉課長 叶山 勝之
- 農政課長 瀧 由記男(代理:宮下 秀明)
- ほか、担当係長及び担当者が出席

4. 傍聴者

1名 沖田 光弘(南砺市北野)

5. 会議内容

- ・開会 竹谷総務部参事
- ・辞令交付 委員長から武田委員へ委嘱状を交付
- ・あいさつ 工藤義明委員長(副市長)

- ・議事(進行:工藤委員長)

(1)モニタリング結果について

委員長:議事(1)モニタリング結果についてですが、27の施設があることから8つのグループに分けて説明と意見を伺いたい。まずは温泉・浴場について事務局より説明をお願いします。

事務局：〈温泉・浴場(4施設)の施設概要と評価結果について説明〉

A委員：本来指定管理者制度というものは民間の自由な発想やノウハウを活用して、市民ニーズに対するサービスの追求や、管理コストを抑えるという2つの効果が目標であると認識している。

本委員会の役割は、指定管理者の管理状況確認のために行っているモニタリングについて、その評価結果やプロセスが適正に行われているかを確認することである。またそれは、評価項目毎に指定管理者による自己評価から、担当課の評価結果、また、それらを補完する情報として収支状況や利用者数、利用者からの意見が入った資料という限られた情報の中で行うことを前提としている。

しかしながら、評価資料に掲載されている事業収支実績は単式簿記による単年度収支となっており、我々民間の感覚で考えると減価償却の考え方等が入っていないことから、指定管理料の額が適正であるのかを含め、収支状況について必ずしも的確に測れるものではないと思う。

但し、先にも述べた前提がある以上、この資料を元に判断をするしかない中で考えると、各施設には多少のバラつきはあるが極端な乖離がある訳でもなく、乖離があるものについても、例えば料理人が体調不良で休養という理由による結果であれば「仕方ないのかな」という意見になる。それと利用者の意見についても、どう対応したかについて書面で判るようになっているので問題ない。

特に4番目のゆ〜ゆうランド・花椿などは即座に対応したという記載があり、意見を注視し答えられる体制になっていると見受けられた。

ただ、管理コストの縮減を図るという目標に対して、指定管理料を入れても単年度赤字となっている施設もあるが、従来の管理経費（指定管理制度を導入する前の経費）と比較して、指定管理者制度へ移行したことによる経費の縮減額、また提供するサービスの質など定性的な部分のバランスも入れて評価するべきと思うが、本委員会では今回の資料のみの情報となるので、そういった部分については評価に至らないと感じる。

B委員：これは評価制度全体に対する意見であるが、一つ目には、最終的にS・A・B・Cという評価を出しているが、細評価項目に0点の項目がある場合でないとC評価にならないということであれば、今のやり方ではC評価となることはまず無いと思う。例えば、くろば温泉の「3（2）人的管理能力の①職員の配置数は適正か」において、料理人が確保されていないにもかかわらず1点となっているが、評価項目に対してかなり否定的な事象があっても0点につかないのであれば、評価結果の統一性の確保が疑わしくなるのではないか。

二つ目に「計画どおり実行しており概ね良好」という言葉が多用されているが、計画の実行度によって評価するのであれば計画を把握していないと判断がつかないため、頂いた評価をそのまま受けるしかなくなってしまう。

三つ目に、評価項目の内容について曖昧なものが多い。例えば「ホームページやパンフレットは見やすいか？」といった評価について、統一した基準があるのかどうか、どの

程度が計画どおりで見やすくなっているのかは判断しようが無い。

四つ目に、前回の点数を参考として記載されているが、前回から比べて改善したというものも評価すべき点であり指定管理者制度の大事な部分なのだと思う。

五つ目に、施設の種類によって評価項目の定義付けというものが必要ではないかということ。というのは、どうしても事業収支に注目してしまうが、交流観光まちづくり課所管施設であれば、観光やまちづくりといった部分を重視するべきだし、福祉課所管施設であれば社会福祉の部分を重視すべきで、施設の目指すべき方向性を定義せず一律の評価を行っているのもどうかと思う。

最後に事業収支について、例えば民間での運営が可能か（民間への施設売却・譲渡）という視点で考えた場合、減価償却の考え方として、一定以上の修繕費は市が負担しているが、その経費負担の情報も入れるべきだし、もし民間が所有することを想定した場合は各種税金の負担も考えて初めて判断が可能なのだと思う。本資料ではこれらの数字についての記載は無いので、例えば指定管理料0円で収支を見る限り黒字となっているぬく森の郷についても、前出の要素を含めて考えると、純粹に民間所有での経営が可能かといえ、1千百万円の黒字が残るかどうかにについては鑑定も必要と思う。

A委員：私もB委員と同意見で、確かにこれだけの情報で運営状況まで評価するのは難しいが、本委員会では管理方法は既に定められていることを前提にしての議論しかないと思っている。

また、計画どおり運営されているかどうか？ということも本日の資料で評価出来ないが、その辺りも考えることになると、モニタリング方法に立ち返って考えるしかなくなってしまうので、本日は与えられた資料の中で意見を述べさせていただいている。

委員長：各委員からのご意見も正しいと思うが、評価の方法としての善し悪しは別としても既に定まっているので、お願いしたい事は平成24年度の評価をするということが一つと、この方法では評価するにはちょっと不足しているという部分があればご意見いただきたい、ただ今回の評価への反映は無理であるが、来年度の評価に向けての改善点として意見は反映出来ると思うので、他にもあれば聞かせいただきたい。ただ、本委員会で頂いた意見を参考に今後検討することとなる。

F委員：今の質問に答えるべきでは？例えば0評価はどのような場合なのかについて、はっきりしないと、議論にならないのではないかな。

事務局：委員ご指摘のとおり0評価の基準はハッキリとしていないのが現状。今後はどのレベルで0点なのか、1点なのか……という基準を設定していきたいと思っている。

2つ目に、元々の計画が判らないというご指摘については、現在の資料では計画どおり実行されたかどうかを論点とした書き方になっているが、そもそも指定管理者から提示された計画を基準とするのか、市が求めている水準が基準なのかということがはっきりしていないことから、評価基準の設定を検討し明確にしていきたい。

3つ目の「評価項目が曖昧である」という件についても、評価基準を設定することによって曖昧でなく具体的な評価項目を細かく設定する事も必要であると感じている。

また、4つ目に施設の所管によって目的は違っているのに一律の評価項目というのほど

うか？という話であったと思うが、施設の種別毎に違う評価項目を設定することや、点数配分を違わせるなど、施設目的に合うようメリハリをつけた評価が出来る方法を探っていきたい。

最後に、減価償却費や修繕費が見えないという意見であったが、減価償却費については、民間への譲渡を検討している施設は一部の施設のみとなっており、指定管理のモニタリングにはそこまで必要無いと思っているが、指定管理料以外にも施設に要する経費として修繕費も重要な要素であることから、今後はその金額も盛り込んでいきたい。

F委員：確認したいのだが、この委員会の役割は実施要領3ページに記載のある「…運営管理内容についての総合的な評価」「…評価結果と改善意見報告」「評価結果の公表」「評価方法についての検討」とあるが、本資料には例えばぬく森の郷であれば合計点36点/54点とあったりするが、市民にはどの程度まで公表されるのか。

事務局：この資料がそのまま出るということではなく、実施要領P8の様式のとおり各評価項目別の評価結果S・A・B・Cという評価結果と所管課の総合評価、またそれに本評価委員会の意見を付して公表することとなっている。

委員長：次の宿泊（大規模）施設に進めさせていただきたい。

事務局：＜宿泊（大規模）（3施設）の施設概要と評価結果について説明＞

E委員：国民宿舎「五箇山荘」（以下、五箇山荘）の宿泊人数の実績が少ないようだが、この数字で合っているのか？

事務局：単位がはいついてなくて申し訳ない。この数字は月平均の宿泊人数である。

A委員：書面の記載方法の話だが、桜ヶ池クアガーデン（以下、クアガーデン）の資料中「利用者の意見」で、「①利用者が積極的に評価した意見」の中で「②利用者からの苦情・要望の主な内容」に振り分けるべき意見も混じっている。

また、内容を見ると「かなり汚い」という苦情が多いようだが、モニタリング評価の評価項目「2（2）サービス向上対策」や「（3）維持管理体制の評価」は2点となっており、評価に反映されていないが、書面上の整合性を取っておく必要があるのではないかと。交流観光まちづくり課：当該意見については社長に直接出される意見が掲載されており、担当課としては苦情の後社長からの指示に基づいて早急に改善されているということで2点としている。

A委員：そうであれば書面上の記載箇所を①から②に移して対応状況を記載しておかないと整合性が取れないということになる。

委員長：確かに業者の意見の整理の仕方がまずい。意見をただ羅列するのではなく整合性を取る事が必要。

C委員：五箇山荘については（指定管理料0円で）ギリギリのところまで一生懸命頑張っているという印象で、評価についても妥当なところと感じる。

クアガーデンについては収支状況が問題で評価も悪いが、ホテルの宿泊部門に注力するのか、他の施設（レストラン、宴会、温泉、スパ）に注力するのが曖昧ではないかと思う。その辺について評価項目がどの施設も同じであることに起因しているようにも感じ

るので、各施設に合った評価項目を設定し、何を営業方針としていくのかははっきりさせるべきである。

また、利賀天竺温泉の郷（以下、天竺温泉）は利賀村の百瀬川上流ということで交通アクセスの問題が大きいため苦戦は止むを得ない感があるが、公共施設の在り方としてどう位置づけるのが難しいところ。

交流観光まちづくり課長：クアガーデンの収支について、指定管理料の考え方が23年度までの考え方と、24年度以降の考え方が少し違っている。というのも23年度までは燃料としてRDF（廃棄物固形化燃料）を使用しており、その熱源管理施設のみを指定管理するという考え方で指定管理料を決めていたが（ホテル・レストラン等は含めない考え方）、24年度以降はRDFを使用しなくなった（ガスを熱源としている）こともあり、施設全体の運営を対象として指定管理料を積算している。このことから平成23年度の収支については参考として掲載していると考えていただきたい。

委員長：今の話では、クアガーデンについて23と24年度では比較出来ない数字であるということなのか。

交流観光まちづくり課長：いいえ、指定管理料の積算対象が少し違うということであって、収支実績の金額についての違いはない。

F委員：ここでは宿泊施設について検討するのに、天竺温泉については温泉の入込人数しか掲載されてなかったり、五箇山荘は月平均になっていたりして検討する際の比較がしにくい。判りやすさで言えばクアガーデンのように各部門別に入込人数を把握しておく必要があるのではないかと。本日の資料だけで判断せざるを得ないのであれば、その辺りの配慮をお願いしたい。

事務局：施設毎に報告の形態に違いがあるので、担当課と調整し来年度からは配慮したい。

B委員：クアガーデンのモニタリング評価結果についてだが、自己評価と担当課評価の開きが大きいように感じる。例えば特記事項に「ミキハウスの“ウェルカムベビーの宿”として認定」とあって自己評価は3点となっているのに、担当課評価は2点になっているということは、担当としては評価できないということか？

交流観光まちづくり課：そもそも“ミキハウスの認定”で高評価している項目は「公平性の確保」を評価する項目であるので、その点で考えると担当課としては2点の評価しか出来ないと思っている。

また「北陸初…」と書いてはあるが、実際には集客に結びついているようには見えな
いということもある。

B委員：認定されても意味がないということ？

交流観光まちづくり課：一定のお客様には喜んでいただいていると思うが、大きく集客には結びつかなかったということ。

B委員：高齢者・障害者等への配慮という点も同じか？

交流観光まちづくり課：担当課から見れば普通のサービス水準であると考えている。

C委員：指定管理者と行政との考え方のギャップというか、目指すべき方向性の認識に開きがあるのだと思う。やはり管理の指標となるマニュアル的なものがあれば良いと思う。

委員長：誰が評価しても一定の評価となるようなものということか？

C委員：例えば宿泊施設については、南砺市内の人よりも市外の人が多く利用される施設であり、その辺でギャップが生まれるのではないか、またマニュアル的なものというのは、より業界の中でも成功している民間のやり方を取り入れるべきだということ。

委員長：事務局から評価の基準についての考えがあるか？

事務局：事務局としては、3点満点中で何がどのレベルに達していたら3点なのかについて、尺度として定量的なものと定性的なものがあると思う。この2つの要素を上手く加味した基準設定を検討して、2月に開催する次回委員会時に提示出来ればと考えている。

A委員：天竺温泉について平成24年度の実績が16,817人の見込みとなっているが合っているのか？というのも単純に赤字額を利用者数で割ると1人あたり1,700円を超える赤字となり大きすぎないか。

交流観光まちづくり課：これは、日帰り入浴、レストラン飲食、宿泊利用の全てを含んだ数字である。

C委員：A委員が言われたのは、利用者人数が少なすぎるのではないか？という意味だと思う。極端に言えばこれだけの入込しかない天竺温泉を運営し続けて良いのか？という意味ではないか。

A委員：施設全体の利用者であるのなら、日帰り温泉の赤字は小さいが、他の部門はさらに大きな赤字であることになる。それにしても極端に赤字の大きい施設である。

事務局：この件についても、先ほどと同じく書き方の数字の統一性が問題だと思うので、次年度には改善していきたい。

A委員：1～7番までの施設についても1人あたりの赤字額を計算すると100円超～300円超までの範囲に収まっているが、天竺温泉については1,700円超と突出しているので疑問に思った。

委員長：ご指摘の部分も次回まで整理してほしい。では次に進めさせてもらう。

事務局：＜宿泊(コテージ)(3施設)の施設概要と評価結果について説明＞

B委員：桜ヶ池自然活用施設「自遊の森」(以下、自遊の森)だけは農政課の所管であるがS評価が2項目あり評価が比較的高い気がする。他の施設と比べると観光交流まちづくり課の採点の方が厳しく農政課が甘いだけではないか？と感じてしまう。

委員長：高評価となった理由について担当課から説明をお願いします。

農政課：「2(1)利用者拡大対策」については、自己評価で記載があるとおり担当課でも評価に値すると判断した。また「2(2)サービス向上対策」では積極的に職員のマナー研修を毎年2回程度実施しており、アンケートについても積極的に実施回収していることを高評価した結果である。

B委員：個別に見ればそうだが、公開するにあたり他の施設と比べて不均衡が感じられないか？

事務局：委員会の冒頭でもご指摘いただいた通り、どの程度であれば3点がつくのかという確固とした判断基準が必要だと感じている。やはり判断基準が今後の課題。

なお、今回の評価については担当課間の平準化については行っていないことから、事

務局から両課の意見を聞いた上で均等な採点に修正したい。

E委員：今回の評価は本委員会で決めるべきではないか？

委員長：今回評価方法について意見があった点は次回までに修正し、今回の公表する採点結果については今回の委員会で決めなければならないので、この件についてこの場で各委員から意見を頂きたい。

C委員：単純にこの点数だけでS・A・B・Cという評価が良いかは疑問が残るが、細かい部分も評価する中での担当課の思いもある中では多少の差異は出るのは仕方ないと思う。

A委員：利用者数の合計を見ると、自遊の森については7,429人（H23年度）から8,594人（H24年度）と十数パーセント増加しており、その実績を評価したと考えれば妥当な評価といえないだろうか。

委員長：では本年度はこの評価のままとするが、ご指摘があった評価基準の明確化という点については次回までの課題ということでご了承いただきたい。では、次の施設に移らせていただく。

事務局：〈道の駅関連(4施設)の施設概要と評価結果について説明〉

D委員：各施設共に来場者が多い施設であるが「消防署からの指導があるのに、防災訓練を実施していない」となっている状態で、市からの指導など対策を講じているのか。

また、点数としては道の駅福光「なんと一福茶屋」及び福光紹興友好物産館（以下、道の駅福光）だけが2点となっており（他の施設は1点）、他施設との評価の整合性が取れていない。

交流観光まちづくり課：道の駅福光については防災計画を持っており平成24年度は実施出来なかっただけで実施予定は立てていた。しかし上平自然環境活用センター「ささら館」（以下、ささら館）については計画も作ったばかりで、訓練の実施も指導しているが実施の目途がついていないのが現状なため評価に差異をつけた。

C委員：商工課の2施設（井波彫刻総合会館、五箇山和紙の里）についても道の駅福光と同じ状況であるということであれば、ささら館だけが実施する予定がないという事となるので、ささら館だけ1点にして他の施設は2点とするか、4施設共に1点とするかどちらかではないか？道の駅福光だけが2点というのはおかしい。

事務局：この評価はあくまでも24年度の評価なので、25年度に実施予定であるということは評価には関係ないはず。

B委員：それで言えばこの後に出てくるタカンボースキー場についても、職員研修の項目も含めて全く同じ記載内容で1点としているのも整合性がとれないのではないか？

委員長：2点と評価する明確な理由があるのであればいいが、そうでなければ1点とすべき。

ということで、「3（2）①職員の研修は充実しているか、②非常時における対応マニュアル等が作成されているか」の両評価項目については道の駅福光の評価は2点→1点に変更する。また、他にも整合性のとれていない部分があれば修正してご説明するということをお願いしたい。では次のスキー場施設に進めさせてもらう。

事務局：〈スキー場(3施設)の施設概要と評価結果について説明〉

各委員：〈特に意見なし〉

事務局：〈運動施設(4施設)の施設概要と評価結果について説明〉

D委員：この運動施設については、全て自主事業の人件費が0円になっているが、人件費は無いということか？

事務局：本来であれば、各スポーツクラブで実施している様々な事業（会員を対象とした運動教室やイベントなど）について、体育館を本拠として実施していることから、管理以外の業務として自主事業計上するべきという考え方もあるが、スポーツクラブとして会員を抱えて行っている事業は、市の生涯スポーツの推進を目的として進めていることもあり、指定管理とは切り離して考えることとしている。このことから、資料に挙がっている自主事業については、体育館で販売している自動販売機等についての収支を自主事業として計上しているだけで、人件費等は発生しないものである。

事務局：〈プールほか(3施設)の施設概要と評価結果について説明〉

B委員：福光プールについて自己評価を見ると全てS評価のレベルとしているが、担当課の評価は全てAとなっている。これについての見解は？

生涯学習スポーツ課：細かく見ていただくと、評価出来るところは3点を付けているが、結果的にはA評価となったと理解いただきたい。また、指定管理者としては十分な管理を行っているという自負の思いから高評価を付けてきていると思われ、担当課としては他の施設との格差が出ないようある程度の基準をもって評価することに留意しているのです。このような結果となっている。

委員長：これについては、昨年度の自己評価でも高い点数を付けているようであり、昨年の最終的な評価結果を踏めているのであれば本年度はそれを基準に自己評価すべきではないかと思った。指定管理者との意志の疎通が出来ていないのではないかと。

生涯学習スポーツ課：次回からは指定管理者にも話をした上で実施していきたい。

F委員・C委員：計画以上に実施出来たということなら3点がつけているはずなので、指定管理者の自己評価が甘いということだけではないか。

E委員：昨年も結果については指定管理者に通知しているが、S・A・B・C評価しか伝えていない。各項目が何点だったのかでS評価となったのか、A評価だったのかについては理解していないのだと思う。

委員長：今後はより丁寧に明確に説明をお願いします。

事務局：〈その他施設(3施設)の施設概要と評価結果について説明〉

委員長：最後となるので、この3施設にこだわらず全施設についてご意見を頂きたい。

F委員：確認したい1つ目として、「2（1）利用者の拡大対策」の中に細項目として①②③と3つの項目がある。これを個々に点数を付けると、合計点によって最終的にはA評価となるが、立ち返って「2（1）利用者の拡大対策」という言葉で考えると、実績の利用

者数が減少している施設にAを付けるのが良いのかということ。

2つ目は、「3（1）収支の状況」について、初めから赤字が出る計画ならその通りだが、赤字が出ているのに2点を付けていていいのかということ。

この評価委員会でこの2つについて、どう考えるか協議いただきたい。

E委員：「2（1）利用者の拡大対策」という項目であるのに利用者数を客観的に見た場合どうなのか？という意見だったが、細項目では①PRの方法…、②ホームページ…、③地域、ボランティアとの連携…の3項目を評価対象としているので、今回の結果はこの通りであり、指摘のとおり評価項目に問題があるのであれば、次回2月の委員会までに改善案を考えるべきだと思う。

F委員：しかし、モニタリング実施要領にはA評価の評価内容には「目標や計画とおりの成果があり…」と書いてあるので、市民がこの評価を見た場合に「成果と評価が伴ってない」と言われるのではないかと？

人口が減少している中、頑張っても利用者人数が減るのは仕方ないという判断もあるが、それを加味したもので考えるべきなのかどうかを協議すべき。

事務局：ここでいう成果とうものの視点について、F委員のほうから「2（1）利用者の拡大対策」という中項目を見た場合に実際の利用者数の増減に対する視点についてであったが、実際にこの評価方法については、様々な施策を実施しながら結果論として利用者が減った場合や、努力は認められるが利用者が減った場合についても評価は1点でいいのか、結果とは一致しないが努力を認めるのかどうか？という点が問題なのかと思う。

現在の状態ではそのような評価項目が無いということも問題であるが、逆にスキー場等は自然状況によって利用者人数が大きく左右されることから、利用者数の増減だけで低評価とすることにも疑問が残る。

委員長：それは利用者の増減だけでなく、総合的な判断が必要ということか？

事務局：評価項目としては「利用者拡大の“対策”」であって、その方法が計画していた水準でできたかどうかであると私は理解している。しかし、結果として利用者が増えれば良いが、減った場合はどう評価するのかということ、この評価項目の中では評価出来ないことから、それについては次回の委員会まで検討させていただきたい。

F委員：実施要領の評価内容には「上回る成果」と書いてあるので、計画とおりの成果がなければ2点は付かないことになる。計画の段階で利用者が減少するとしているのであれば問題ないが、いくら努力しても計画した利用者数を確保出来ない場合（収支の状況についても同じだが）は2点を付けられないのではないかと？

当初の計画内容を踏まえて評価するべきであり、そうでないと市民から問われた場合には評価委員会からの説明ができないのではないかと？

事務局：問題は成果を収支状況とか利用者数とか定量的なもので捉えるのか、努力した内容を見て判断する定性的なもので捉えるのかが問題ではないかと。

B委員：問題としての一つは施設間の公平性だと思う。先ほども指摘したがS・A・B・Cの評価が評価者によって違ったまま公表した場合、それを指定管理者が見た時に納得がいくのかが疑問である。評価結果を見て「評価してもらった」「もう少し頑張ろう」と思えな

いようでは問題であり、評価委員の立場としても疑問を感じる。

また、先ほどD委員からの指摘にもあったが、防災対策や個人情報の保護について法律に抵触しているようであれば、それはコンプライアンスの観点からも評価する以前の問題であり、必須の項目については別にチェック項目として確実にクリアすべきものである。1つでもクリアされていない場合はC評価となるくらいの設定が必要である。

A委員：評価ということと、指定管理者制度における行政の責任ということを区分しなくてはならない。例えば桂湖の緊急時のマニュアルが作られていないということは、そのような指定管理者を選定している行政の責任が別途あるということ。指摘しているだけで自治体の責任が免れるというものではない。ということを確認しておく必要がある。

それから成果という話だが、ここにある8つの項目に分けて判りやすく議論できるように事務局で配慮したのだと思うが、結果としてモノサシが違う物を並べて議論している事になっている。だから、成果が何か？ということになれば定量的に問わないといけないものももちろんあるが、それでは問いきれないものがあるので、この評価制度を作ったときに、成果に繋がるような活動として適正な努力があったかどうか加味できるように、あえて曖昧な評価項目に落としているのだと思う。努力をしたのにも関わらず数字が伸びないことは指定管理だけでなく、自治体の事業の中にはあるはず。それを悪いと評価する制度とするのか、やるべきことは確実にやって来られたかを評価することに留め置くのかについては、明確にしておく必要があって、今この場で議論するのは差し支えあるかと思う。

委員長：この場で決めきれないものについては2月に議論させてもらう。本日ご意見頂いた中から訂正の指示があったものは訂正し、また指摘など頂いた件に関しては次回2月の委員会までに整理して提案させていただく。

また、結果公表の前には委員各位には資料を送付し最終確認をお願いしたい。

(2)その他

事務局：＜今後の予定について説明＞

閉会